

事業者向け

『インボイス制度導入による影響とその対応について』

適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

本セミナーでは、インボイス制度の導入による影響をわかりやすく説明するとともに、具体的な対応についてセミナー終了後、実践いただく事が出来る内容となっています。

■日時：令和3年12月2日 **木**
15:00~17:00

■会場：垂井町商工会館2階会議室
(垂井地区まちづくりセンター)

〒503-2121
岐阜県不破郡垂井町1546-4
TEL 0584-22-0390

■講師：三浦陽平 氏

公認会計士
税理士
行政書士
登録政治資金監査人



『インボイス制度』とは・・・

〈売手側〉

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。）

〈買手側〉

買手は仕入れ税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。

『インボイス』とは・・・

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

受講申込書

※切り取らずにFAXしてください

垂井町商工会 行

FAX 0584-22-3734

TEL 0584-22-0390

申込締切日：11月26日迄

事業所名		氏名	
住所	〒	TEL	
FAX		e-mail	

※ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの運営以外の目的で使用することはありません。

お問合せ

垂井町商工会

〒503-2121 岐阜県不破郡垂井町1546-4

TEL:0584-22-0390 FAX:0584-22-3734

主催：岐阜県商工会連合会、岐阜・西濃ブロック広域支援室

共催：垂井町商工会

(この事業は制度改正に伴う専門家派遣等事業として開催します)